

確定申告の基礎知識

課税課 住民税担当 ☎424-9102
朝霞税務署 ☎048-467-2211

所得税の確定申告とは 毎年1月1日～12月31日の1年間に生じた、すべての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。

確定申告会場のお知らせ **申告期限** 3月15日(火)まで **受付** 8:30～16:00 **場所** 朝霞税務署

※土・日・祝日を除く。ただし、2月20日(日)・27日(日)は開場。市役所は2月20日(日)のみ

- ◎ 確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。詳しくは、国税庁HP「確定申告特集」をご覧ください
- ◎ 新型コロナウイルス感染症対策として、今年は還付申告の方の申告相談を2月15日(火)以前でも受け付けています
- ◎ 16:00前であっても、相談受付を終了する場合があります

税務署に来なくても、申告書が作成できます！
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、混雑する税務署の確定申告会場に出向かなくても、スマートフォン、パソコン等から申告書を作成できます。なお、作成した申告書は、e-Taxで送信、又は印刷して郵送のいずれかにより提出できます。

確定申告の流れ

- ① **申告書を作成** 国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」などを利用し、申告書を作成
- ② **税務署へ提出** インターネット(e-Tax)で送信又は印刷して税務署へ提出。期限は3月15日(火)です。
- ③ **所得税を納付する場合**
 - 現金で納付する場合:3月15日(火)までに金融機関等の窓口で納付
 - 振替納税:指定金融機関が4月21日(木)に引き落とし
 - 延納の届出:納付額の1/2以上を3月15日(火)(振替4月21日(木))までに納付すれば残りの額を5月31日(火)(振替同日)まで延納できます
延納期間中は、利子税がかかります
- ④ **所得税が還付される場合** 申告書に記載した本人口座に還付金が振り込まれます。

確定申告をしなければならない方

給与や年金の所得がある方で次の項目に該当する場合

- 給与収入が2,000万円を超える
- 年末調整済みの給与所得以外の所得が20万円を超える
- 給与を2か所以上から受けている
- 年金収入がある方など

ただし、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下(※1)で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額(※2)が20万円以下である場合は、確定申告は不要です(外国からの年金収入がある場合を除く)。

※1 複数から受給されている場合は、その合計額です

※2 主な所得金額の計算方法は、次のとおりです

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
給与所得	給与、賞与、パート収入など	給与等の収入金額-給与所得控除
雑所得(公的年金等以外)	個人年金・原稿料など	総収入金額-必要経費
配当所得 ● 上場株式等に係る配当所得の申告 不要制度を選択した場合は除く	株式や出資の配当など	収入金額-株式などの元本取得に要した負債の利子
一時所得	生命保険の満期返戻金など	{総収入金額-収入を得るために直接要した金額-特別控除額(最高50万円)}×1/2

【注意】所得税の還付を受ける方や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている控除を受ける場合には、確定申告書の提出をする必要があります。また、確定申告の必要のない方でも市民税・県民税の申告は必要になりますので、ご注意ください。市民税・県民税に関しては担当へ問い合わせください。

市役所で受けられる確定申告もあります **受付期間** 2月16日(水)～3月15日(火)の平日、2月20日(日) 9:00～16:00
市役所では、土・日・祝日及び2月27日(日)の受付はしていません **お越しいただく場合、マスクの着用、可能な限り少人数でお願いします**
場所 市役所5階 502会議室

- 新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、ご自身での記入が困難などの理由がある方以外は、可能な限りe-Taxまたは郵送での申告にご協力ください
- お越しの際は、マスクの着用、検温、消毒、連絡先の記入等感染症対策へのご協力をお願いします。咳・発熱等の症状がある方は入場をご遠慮いただく場合があります

市(会場)で取り扱える申告

- 給与所得者で医療費控除を受ける方
- 給与所得者で年の途中で退職し、年末調整を受けていない方
- 公的年金を受給している方
- 年末調整をしたが、記載に不備のある方

市で取り扱えない申告 ● 朝霞税務署で申告してください

- 令和2年分以前の申告をする方
- 令和3年分から住宅借入金等特別控除を受ける方
- 東日本大震災や熊本地震、令和2年7月豪雨等に関係する諸制度を受けようとする方
- 利子所得・事業所得・不動産所得・譲渡所得・配当所得・一時所得等のある方
- 亡くなられた方の申告、相続税、贈与税、消費税等所得税以外の国税の申告をする方

- **申告に必要なもの**
 - 筆記用具、計算器具、還付申告する方の預貯金の口座番号(本人名義)が分かるもの、マイナンバーカード(なければ、通知カード又はマイナンバー記載のある住民票+運転免許証又は健康保険証)の原本
 - 給与所得者は、令和3年分の給与所得の源泉徴収票(原本)
 - 年金所得者は、令和3年分の公的年金等の源泉徴収票(原本)
 - 生命保険料、地震保険料控除を受ける方は、令和3年中に支払った各種保険料の控除証明書(原本)
 - 社会保険料控除を受ける方は、令和3年に支払った保険料の分かるもの(国民年金については、日本年金機構発行の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書)
 - 障害者、勤労学生控除を受ける方は、令和3年12月31日時点で障害者又は学生とわかるもの(障害者手帳等、学生証又は在学証明書)
- 医療費控除・セルフメディケーション税制を受ける方は、「医療費控除の明細書」、又は「セルフメディケーション税制の明細書」(領収書の添付は認められません。領収書及びセルフメディケーション税制の適用を受けようとする年分の一定の取組を行ったことを明らかにする書類は、申告内容の確認のために提示又は提出を求められる場合がありますので、5年間自宅等で保管してください。事前に氏名・支払先や医薬品の名称・支払った額・生命保険などで補てんされる額等を確認し、明細書を作成してください)
- 寄附金控除を受ける方は…令和3年中に寄附した領収書又は納付書(原本)(ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用される方は申告の必要がありません。詳しくはふるさと納税ワンストップ特例制度をご覧ください)
- 国外に居住する親族に係る扶養控除を受ける方は、親族関係書類(戸籍謄本等)及び送金関係書類(外国送金依頼書の控え等で令和3年中に送金したことがわかるもの)

主な税制改正について 詳しくは市HPをご覧ください ● 住宅ローン控除の特例の控除 ● 国や地方公共団体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置 ● 税務関係書類における押印義務の見直し